

監査結果の概要	措置内容	措置状況																														
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 収納した使用料の管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第8条第3項では、指定管理者は、使用料を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は専用口座に日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならないことが定められている。また、仕様書においても、収納した使用料は専用口座で管理することと定められている。</p> <p>指定管理者が収納している使用料のうち、駐車施設使用料の取扱いについて、協定書及び仕様書の規定と異なる取扱いをしている次の事例があった。</p> <p>(ア) 収納した使用料の専用口座への入金を日々行っていなかった事例</p> <p>ポートターミナルの駐車施設使用料について、令和4年3月収納分の専用口座への入金状況について確認したところ、数日毎の入金となっており、必ずしも日々入金がされていなかった。</p> <p>指定管理者は、収納した使用料を、指定管理協定書で定められたとおり日々入金するべきである。</p> <p>(令和4年3月収納分の入金状況)</p> <table border="1" data-bbox="225 1339 743 1944"> <thead> <tr> <th>収納期間</th> <th>入金日</th> <th>入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/1（火）～ 3/3（木）</td> <td>3/4（金）</td> <td>27,980円</td> </tr> <tr> <td>3/4（金）～ 3/6（日）</td> <td>3/7（月）</td> <td>12,360円</td> </tr> <tr> <td>3/7（月）～ 3/8（火）</td> <td>3/10（木）</td> <td>11,280円</td> </tr> <tr> <td>3/9（水）～ 3/10（木）</td> <td>3/14（月）</td> <td>8,720円</td> </tr> <tr> <td>3/11（金）～ 3/16（水）</td> <td>3/18（金）</td> <td>39,760円</td> </tr> <tr> <td>3/17（木）～ 3/24（木）</td> <td>3/25（金）</td> <td>147,370円</td> </tr> <tr> <td>3/25（金）～ 3/29（火）</td> <td>3/30（水）</td> <td>122,110円</td> </tr> <tr> <td>3/30（水）</td> <td>3/31（木）</td> <td>12,440円</td> </tr> <tr> <td>3/31（木）</td> <td>4/4（月）</td> <td>3,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 収納した使用料の入金口座を専用口</p>	収納期間	入金日	入金額	3/1（火）～ 3/3（木）	3/4（金）	27,980円	3/4（金）～ 3/6（日）	3/7（月）	12,360円	3/7（月）～ 3/8（火）	3/10（木）	11,280円	3/9（水）～ 3/10（木）	3/14（月）	8,720円	3/11（金）～ 3/16（水）	3/18（金）	39,760円	3/17（木）～ 3/24（木）	3/25（金）	147,370円	3/25（金）～ 3/29（火）	3/30（水）	122,110円	3/30（水）	3/31（木）	12,440円	3/31（木）	4/4（月）	3,160円	<p>(ア) 入金を日々行っていなかった事例 協定書で定める日々の入金は困難であるため、日々現金と駐車場精算機のジャーナル、預金通帳とを照合するとともに、万が一の現金紛失に対して保険に加入するなどの安全対策を講じながら、事務の実態に合わせた協定書の見直しを市所管局と協議する方針です。</p> <p>(イ) 専用口座としていなかった事例 使用料収納に用いる専用口座の確保が完了し、令和5年5月8日よりその使用を開始した。</p> <p>神戸市所管局としては、収納した使用料の適正な管理が行われるよう、事務の実態を確認の上、協定書の見直しを含め、実態に即した改善策を協議していく。</p>	<p>他の方法で対応</p>
収納期間	入金日	入金額																														
3/1（火）～ 3/3（木）	3/4（金）	27,980円																														
3/4（金）～ 3/6（日）	3/7（月）	12,360円																														
3/7（月）～ 3/8（火）	3/10（木）	11,280円																														
3/9（水）～ 3/10（木）	3/14（月）	8,720円																														
3/11（金）～ 3/16（水）	3/18（金）	39,760円																														
3/17（木）～ 3/24（木）	3/25（金）	147,370円																														
3/25（金）～ 3/29（火）	3/30（水）	122,110円																														
3/30（水）	3/31（木）	12,440円																														
3/31（木）	4/4（月）	3,160円																														

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>座としていなかった事例</p> <p>中突堤旅客ターミナルの駐車施設使用料を入金していた口座が使用料収納用の専用口座ではなかった。</p> <p>使用料収納用の口座については、指定管理協定書及び仕様書の規定のほか、神戸市の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。さらに、神戸市の「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で収納した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。</p> <p>指定管理者は、駐車施設使用料収納用の専用口座を設けて管理するべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、収納した使用料の適正な管理が行われるよう、指定管理者を指導するべきである。</p>		
<p>イ 指定管理料の精算を指定管理協定書に従って行うべきもの</p> <p>平成30年3月31日締結の指定管理協定書第5条第1項では、指定期間の年度ごとの指定管理料の額が定められている。また、同条第2項では、「指定管理料のうち、補修・小修繕などの経費（以下「修繕費」という。）は次に定めるとおりとし、各年度終了後速やかに当該年度の修繕費を精算するものとする。」、また同条第3項では、「指定管理料のうち、警備にかかる経費（以下「警備費」という。）は次に定めるとおりとし、各年度終了後速やかに当該年度の警備費を精算するものとする。」とされ、それぞれ指定期間の年度ごとの修繕費と警備費の額が定められている。なお、同条第1項で定める指定</p>	<p>今回の件は、両者の間で精算方法に関する認識の齟齬を原因として発生したものと考えられる。令和元年から3年度については、令和5年4月27日に協定書に定められた額にて精算した。今後、年度末の精算時には、予め指定管理者と精算内容について確認したうえで精算報告を依頼する。精算報告案を受けた後は、協議内容に合致した精算になっているか確認する。</p>	<p>措置済</p>

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況																		
<p>管理料の額は、その後の変更協定により額が変更されているが、第2項で定める修繕費及び第3項で定める警備費の額は変更されておらず、令和3年度の修繕費は4,000,000円、警備費は51,500,000円と定められている。</p> <p>令和3年度の修繕費及び警備費の精算状況について、指定管理者が神戸市所管局に提出した資料によると、次のような状況であった。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="204 721 734 1001"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定書の額 ①</th> <th>予算額 ②</th> <th>執行額 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費</td> <td>4,000,000</td> <td>4,074,069</td> <td>4,077,751</td> </tr> <tr> <td>警備費</td> <td>51,500,000</td> <td>52,552,704</td> <td>46,530,519</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="204 1041 505 1312"> <thead> <tr> <th>②-③</th> <th>①-③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3,682</td> <td>△77,751</td> </tr> <tr> <td>6,022,185</td> <td>4,969,481</td> </tr> </tbody> </table> <p>修繕費については、執行額③が予算額②を上回っており、神戸市から指定管理者へ追加の支出は行われていなかった。一方、警備費については、執行額③が予算額②を下回っており、その額（②-③）を指定管理者から神戸市へ返還していた。しかし、いずれも予算額②と執行額③との対比で精算しているが、予算額②は協定書で定められた額①と異なる。</p> <p>これについて、指定管理者は、変更協定により指定管理料の額が変更された際に、修繕費及び警備費も変更されていると認識しており、神戸市所管局に確認の上、毎年度精算を行っているとのことであった。</p> <p>神戸市所管局は、修繕費及び警備費について、協定書で定められた額を基に精算すべきである。また、過去に協定書と異なる</p>		協定書の額 ①	予算額 ②	執行額 ③	修繕費	4,000,000	4,074,069	4,077,751	警備費	51,500,000	52,552,704	46,530,519	②-③	①-③	△3,682	△77,751	6,022,185	4,969,481		
	協定書の額 ①	予算額 ②	執行額 ③																	
修繕費	4,000,000	4,074,069	4,077,751																	
警備費	51,500,000	52,552,704	46,530,519																	
②-③	①-③																			
△3,682	△77,751																			
6,022,185	4,969,481																			

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>る額を基に精算しているものは、あらためて、協定書で定められた額を基に精算を行うべきである。</p>		
<p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市港湾事業会計に適用される、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第80条では「物品管理者は、決算品の受領又は交付のつど物品管理員をして、決算品管理簿に記載させなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。</p> <p>施設及び設備の維持管理に関する仕様書では、備品について「備品管理簿を備え、購入、廃棄、破損等の際は、速やかに本市へ報告を行うこと。また、指定管理者が経費により購入した備品の所有権は、本市に帰属する備品は、市物品会計規則に基づき、管理する。」と定められているが、この規定では、指定管理者が経費により購入した備品の所有権が、指定管理者と神戸市のいずれに帰属するのか、明確な規定となっていない。</p> <p>指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者に帰属する備品を同じ備品管理簿にて区別して管理しているが、神戸市所管局においては、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。</p> <p>神戸市所管局は、指定管理者が経費で購入した備品の所有権がいずれに帰属するのか仕様書で明確に規定した上で、神戸市に帰属する物品を特定した帳簿を指定管理者に提出させるとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に帰属する物品を特定、把握するべきである。</p>	<p>市所管局において備品に関する帳簿を保管していることが判明したため、ご指摘を踏まえ、備品に関する帳簿の更新を行っていく。</p> <p>今後購入予定の備品については所有権の帰属に齟齬が生じないように、仕様書により規定する。</p>	<p>措置方針</p>